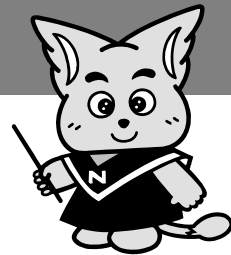


国民年金だより



社会保険料(国民年金保険料)控除証明書について

年の途中から国民年金に加入された場合など、平成18年10月3日から12月31日までの間に、はじめて保険料の納付をされた方については、2月上旬に控除証明書を発送することとしています。

確定申告（住所地を管轄する税務署で受付）の際に必要となりますので大切に保管して下さい。

また、平成18年11月に発送しました控除証明書の証明納付済額や見込額以上に保険料を納付されたときは、「11月に発送しました控除証明書」と、「追加で納付していただいた保険料の領収証書」を申告書に添付してください。

なお、お問い合わせ等は、控除証明書専用ダイヤルまたは社会保険事務所までお願いします。

控除証明書専用ダイヤル TEL 0570-00-9911

（平成18年11月1日～平成19年3月16日、平日9：00～17：00）

平成18年分公的年金等の源泉徴収票の送付について

平成18年中に厚生年金保険、国民年金等の老齢（退職）年金を受けとられた皆様に、平成18年中に支払われた金額や源泉徴収された所得税額等をお知らせする『公的年金等の源泉徴収票』を社会保険業務センターから平成19年1月にお送りしております。

確定申告（住所地を管轄する税務署で受付）の際に必要となりますので大切に保管して下さい。

※障害年金や遺族年金については、課税の対象となっていないため、源泉徴収票の発行は行っておりません。

年金記録相談の特別強化体制の継続について

ご自分の年金記録について、ご確認のうえ将来の年金にそなえていただけるよう、平成18年8月21日から12月末まで、「年金記録相談の特別強化体制」を実施していましたが、当面、体制を継続することとしましたのでお知らせします。

インターネット社会保険庁
<http://www.sia.go.jp/>

基礎年金番号がお分かりの方は、社会保険庁ホームページでお受けします。

- ・IDパスワード方式による年金個人情報提供サービス
- ・年金見込額試算（50歳以上）

お電話 0570-05-1165

基礎年金番号がお分かりの方は、本人確認をさせていただいたうえで、年金加入記録を自宅に郵送いたします。

社会保険事務所年金記録相談窓口

- ・徳島北社会保険事務所
- ・徳島南社会保険事務所
- ・阿波半田社会保険事務所

基礎年金番号がお分かりにならなくても、本人確認ができる書類（運転免許証、保険証等）をお持ちのうえ、社会保険事務所へお越しください。